

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 総合警備保障株式会社(法人番号3010401016070)
業者の住所 : 東京都港区元赤坂1-6-6
- 2 指名停止措置期間 : 令和4年4月26日から令和4年5月25日まで (1か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事実概要 : 上記有資格業者の元使用人は、当該業者の使用人であった令和3年10月28日、ATM(現金自動預払機)のメンテナンス業務中に、千葉県内の金融機関の支店など6カ所に設置されたATMから現金計9,598万円を盗んだとして、窃盗の疑いで令和4年1月5日、千葉県警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内